

## 幼保連携型認定こども園の認可等及び運営に係る実施要綱

### 1 趣旨

この要綱は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下「法」という。）の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令（平成26年政令第203号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第3号。以下「法施行規則」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年三重県条例第177号。以下「条例」という。）、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年三重県規則第73号。以下「条例施行規則」という。）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 2 設備及び運営の基準（法第13条関係（条例補足説明事項））

#### （1）学級の編制の基準（条例第12条関係）

##### ア 1学級の園児数について

1学級の園児数は35人以下を原則とするが、以下の場合はその限りではない。

- （ア）年度途中で園児が転入してきた場合
- （イ）年度途中で園児が転出することが分かっている場合
- （ウ）ア又はイに類するものとして知事が認める場合

##### イ 同じ年齢にある園児で学級を編成することについて

学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とするが、地域の実情等に応じて、異なる年齢にある園児で学級を編制する等、弾力的な取扱いをすることができる。

また、学年の途中で満3歳に達した園児については、満3歳に達した段階で、1号認定の子ども又は2号認定の子どもに該当することとなり、学級編制が必要となるが、その年齢構成については、各園の園児の状況等を踏まえ、以下のとおり、弾力的な取扱いをすることができる。

- （ア）園児が満3歳に達した当該年度は引き続き2歳児クラス等に残る
- （イ）園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）へ移る
- （ウ）園児が満3歳に達した後、3歳児学級（年少）とは別に、満3歳児学級を設ける等

#### （2）職員（条例第13条関係）

##### ア 教育及び保育に直接従事する職員の数の算定について

教育及び保育に直接従事する職員については、配置すべき数が条例施行規則第3条において規定されているが、具体的な算定方法は、以下のとおり、年齢別に園児の数を配置基準で除して小数点第1位まで求め（小数点第2位以下切捨て）、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによる。

$$\begin{aligned} \text{必要配置数} &= (0 \text{ 歳児} \times 1/3) \\ &+ \{(1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1/6\} \\ &+ (3 \text{ 歳児} \times 1/20) \\ &+ \{(4 \text{ 歳児} + 5 \text{ 歳児}) \times 1/30\} \end{aligned}$$

イ 特例期間中の保育教諭等、助保育教諭又は講師について

特例により保育教諭等、助保育教諭又は講師となった者については、当該特例が適用される期間に法第15条第1項及び第4項に規定する保育教諭等、助保育教諭又は講師の資格のうち、取得していないものの取得に努めることを前提として、園児の教育及び保育に直接従事することができるものとする。

ただし、学級を担任する者については幼稚園の教諭の普通免許状又は臨時免許状を有する者が、満3歳未満の園児の保育に直接従事する者については保育士が就くことが望ましい。

ウ 乳児4人以上が利用する園に勤務する保健師、看護師又は准看護師の取扱いについて

現行において、乳児4人以上が利用する保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができる取扱いとしていることをふまえ、乳児4人以上が利用する園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、保育士とみなすことができるものとし、当該者は保育士とみなすことができる期間（平成27年4月1日から起算して5年間）に限っては、保育教諭等、助保育教諭又は講師として園児の保育に従事することができるものとする（当該者は特例の適用は受けられず、保育にのみ従事することができ、学級を担任することはできない）。

エ 園長について

園長は、法施行規則第12条及び第13条の規定によるほか、以下の要件のすべてに該当する者であることを原則とする。

なお、法施行規則第13条に規定する「前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるもの」とは、園長研修を受講した者若しくは園長研修を受講する予定の者を指す。

(ア) 教育及び保育について相当の知識及び経験を有する者であって、子育て支援についても知識を有していること。

(イ) 社会的信望があり、園の運営を行うのに必要な熱意と識見を持っていること。

オ 障がいのある子どもへの対応について

園及び利用する子どもの状況等を勘案して必要な職員を配置するとともに、特別支援教育、保健、福祉等の専門機関との連携に努めること。

(3) 園舎、園庭及び設備（条例第14条～第17条（条例施行規則第4条）関係）

ア 建物及びその附属設備の一体的設置について

幼保連携型認定こども園は単一の施設として設置されるものであることから、幼保連携型認定こども園を構成する建物及びその附属設備は、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置することを原則とするが、公道を挟む程度など、同一の敷地内又は隣接する敷地内に設けられている場合と実質的に違いがなく、園における活動上支障がない場合はこの限りではない。

なお、既存の幼稚園又は保育所から移行する場合には、以下の（ア）から（エ）までの全ての要件を満たす場合、建物及びその附属設備の一部が同一の敷地内又は隣接する敷地内になくても設置することができる。

また、みなし幼保連携型認定こども園（法附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園）については、以下の（ア）から（ウ）までの要件を満たす場合、同様に取り扱うものとする。

（ア）園舎及び園庭が、園児が通常徒歩により移動できる範囲であること。

（イ）園児の移動が精神的及び肉体的に負担とならない移動方法及び移動時間により行われ、当該移動時の安全が確保されていること。

（ウ）教育及び保育の適切な提供が可能であること。

（エ）それぞれの敷地に所在する園舎で、通常、教育及び保育を提供する園児の数や当該園児のために編制する学級数に応じて、必要な設備を有していること。

ただし、調理室は、それぞれの園舎に設置することまでは求めない。

イ 保育室等の設置階について

条例施行規則第4条に規定する3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならないが、同じ階又は階の上下1階の範囲内に園庭を有する場合に限り、例外的な取扱いとして、満3歳以上の園児の保育室等を3階以上の階に設けることができる。

また、園舎が耐火建築物であり、保育所と同様の設備を備えている必要がある。

ウ 園庭の設置・面積について

（ア）代替地の取扱い

園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に設けられる園庭に代わる場所については、園庭としての必要面積に算入することはできないが、実際の園での活動において、安全の確保等に十分配慮した上で、公園等の代替地を活用することを妨げるものではない。

なお、適正な運営が確保されていると認められる既存の幼稚園又は保育所から

移行する場合には、移行特例として、当分の間、以下のすべての要件を満たす代替地について、満2歳の園児に係る園庭の必要面積に限り、算入することができる。

- a 園児が安全に移動できる場所であること。
- b 園児が安全に利用できる場所であること。
- c 園児が日常的に利用できる場所であること。
- d 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

(イ) 屋上の取扱い

屋上については、園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に存し、かつ、以下の全ての要件を満たす場合に限り、園庭としての必要面積に算入することができる。

- a 耐火建築物であること。
- b 教育・保育要領に示された教育及び保育の内容が効果的に実施できるような環境とするよう配慮すること。
- c 園児が利用しやすい場所に、便所、水飲み場等を設けること。
- d 防災上の観点（避難用階段、防火戸、転落防止の金網、警報設備の設置等）に留意すること
- e 地上の園庭と同様の環境が確保されているとともに、園児が室内と戸外の環境を結びつけて自ら多様な遊びが展開できるよう、園児自らの意志で屋内と屋上を行き来できると認められること。例えば、室内との連続性や回遊性に配慮しつつ、園児の自然体験を豊かにし、心身の発達を促すような空間となっているか否か等、園における教育・保育を行う場として、相応しい園庭環境が確保されていること。

(4) 提供する食事の外部搬入について（条例第30条（条例施行規則第6条）関係）

ア 基本的な考え方

食事の提供については本来、子どもの発育段階及び健康状態に応じた離乳食及び幼児食並びに食物アレルギー及びアトピー等への配慮など、安全、衛生面等での質の確保が図られるべきものであり、調理業務について園が責任をもって行えるよう、調理室において、園の職員により行われることが原則であるが、園の管理者が業務上必要な注意を果たし得るような体制及び契約内容により、以下のイからカまでに掲げる要件をすべて満たす場合に、満3歳以上の子どもに対する給食の外部搬入を行うことができるものとする。

なお、この場合においても、当該業務に係る責任は園にあること。

イ 必要な設備について

外部搬入を実施する園においては、加熱、保存、配膳等のために必要な調理機能を有する設備を有すること。具体的には、再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の

対応に支障が生じない設備等を有すること。

ウ 栄養面での配慮について

保健所、市町等の栄養士により献立等について栄養面での指導を受けられるような体制にあるなど栄養士による必要な配慮がなされていること。

エ 園が行う業務について

園は以下の業務を自ら実施すること。

- (ア) 受託業者（市町が設置する給食センター等を含む。以下同じ。）に対して、(1)の基本的な考え方の趣旨を踏まえ、園における食事の提供の重要性を認識させること。
- (イ) 園児の栄養基準及び献立の作成基準を受託業者に明示するとともに、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。
- (ウ) 献立表に示された食事内容の調理等について、必要な事項を現場作業責任者に指示を与えること。
- (エ) 毎回、検食を行うこと。
- (オ) 受託業者が実施した調理業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
- (カ) 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他契約の履行状況を確認すること。
- (キ) 随時園児の嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- (ク) 適正な発育及び健康の保持増進の観点から、園児及び保護者に対する栄養指導を積極的に進めるよう努めること。

オ 受託業者について

受託業者は以下の要件をすべて満たすこと。

- (ア) 園における給食の趣旨を十分認識し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理を行うこと。
- (イ) 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できる能力を有すると認められること。
- (ウ) 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士が確保されていること。
- (エ) 調理業務に従事する者の半分以上は、当該業務について相当の経験を有すること。
- (オ) 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練を実施すること。
- (カ) 調理業務従事者に対して、定期的に、健康診断及び検便を実施すること。
- (キ) 不当廉売行為等健全な商習慣に違反する行為を行わないこと。

カ 業務の委託契約について

園が調理業務等を業者に委託する場合には、その契約内容、園と受託業者との業務分担及び経費負担を明確にした契約書を取り交すこと。

ただし、市町が設置する給食センター等が調理業務等を実施する場合は、この限りでない。

なお、その契約書には、オの（ア）、（エ）、（オ）及び（カ）に係る事項並びに以下の事項を明確にすること。

- （ア）受託業者に対して、園側から必要な資料の提出を求めることができること。
- （イ）受託業者が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと園が認めたとき、その他受託業者が適正な給食を確保する上で支障となる行為を行ったときは、契約期間中であっても園側において契約を解除できること。
- （ウ）受託業者の労働争議その他の事情により、受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
- （エ）受託業者の責任で感染症又は食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため園に損害を与えた場合は、受託業者は園に対し損害賠償を行うこと。

#### キ 留意事項

- （ア）園児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
  - （イ）社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。また、保健衛生面及び栄養面については、保健所等による助言及び相談に従うこと。なお、この衛生基準とは、「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2の規定を指すこと。
  - （ウ）食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、食育プログラムに基づき食事を提供すること。食育プログラムとは、食育を図る観点から、発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めたものである。
- （5）運営（条例第21条～第26条、第31条（条例施行規則第7条、第8条）関係）

#### ア 十分な情報開示について

条例第21条に規定する十分な情報開示については、以下に関する情報等を提供するよう努めること。

また、情報提供にあたっては、保護者にわかりやすく伝える工夫や配慮も行うよう努めること。

- （ア）教育及び保育の目標及び理念
- （イ）教育及び保育のねらい及び内容の概要
- （ウ）開園日数及び時間、入園している子どもの1日の活動内容
- （エ）利用料
- （オ）施設の概要（職員配置、施設設備等の概要、学級数）

#### イ 食育及び地産地消の推進について

乳幼児期は生涯にわたる生活習慣の基礎を培い、健康的な心と体を形成する重要な時期であることから、離乳食又は給食を通じて、一人ひとりに応じた適切な食事の取り方及び食材とのふれあい、食事の準備をはじめとする食に関する様々な生活体験によって豊かな人間性を育むことが必要である。

また、保護者においては、核家族化、少子化等により、食生活の知恵、調理技術、食文化の継承等が十分でないこともある。

これらのことから、条例第22条に規定する食育の推進については、保育教諭、栄養士、調理員等園職員が連携・協力して食育を実践し、園児だけでなく保護者及び地域の子育て家庭への情報発信源となることが求められており、平成15年度児童環境づくり等総合調査研究事業として取りまとめられた「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～」(以下「保育所における食育に関する指針」という。)等を参考に、各園が保育計画に食育を盛り込み、子どもの発育及び発達に応じた計画を作成するよう努めること。

また、保育所における食育に関する指針、「第2次三重県食育推進計画」における「みえの食生活指針」及び「食事バランスガイド」の活用により、食育実践の定着を図るとともに、給食等における地域の食材の使用、伝統的な食文化の体験、食物生産などに関わる人々との交流等を通して、入園している子どもの食を含めた地域に対する関心が深められるよう配慮すること。

#### ウ 健康及び安全の確保について

条例第23条に規定する子どもの健康及び安全の確保については、条例、学校保健法、教育・保育要領等をふまえ、換気、採光、保温などの環境衛生、健康診断、感染症等の疾病への対応、事故防止等に努めること。

#### エ 事故等が発生した場合の補償について

園は、ウに掲げる健康及び安全の確保の内容をふまえ、防災、防犯等により子どもの健康及び安全を確保する体制を整えるとともに、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度又はそれと少なくとも同程度以上の保険への加入を通じて、補償の体制を整えるよう努めること。

#### オ 運営状況評価の実施及び結果の公表について

法第24条及び条例第25条に規定する子どもの視点に立った運営状況評価の実施及び結果の公表については、以下のとおりとする。

(ア) 園は、法施行規則第23条の規定による自己評価を行い、その結果を公表すること。

(イ) 園は、法施行規則第24条の規定により関係者評価を行い、その結果を公表するよう努めること。

(ウ) 園は、法施行規則第25条の規定により第三者評価を受けて、その結果を公表するよう努めること。

カ 非常災害対策について

条例第26条に規定する具体的計画とは、非常災害発生時の安全確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めたものであること。

キ 教育時間・保育時間等について

条例施行規則第7条に規定する毎学年の教育週数は、原則として年間39週以上であるが、保育を行う児童福祉施設としての位置づけであることから、保育所と同様、開園日は日曜日及び国民の休日を除いた日とすることを原則とする。

教育に係る標準的な1日あたりの時間（以下「教育時間」という。）は4時間を標準とし、4時間の教育時間を確保することが必要であるが、具体的な時間設定は園が定めるものとする。

保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間は1日につき8時間を原則とするが、1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とする。

ただし、開園日及び開園時間については、市町が行う利用調整の結果、教育・保育の利用希望がない場合には開園しないことができる等、就労状況等地域の実情に応じて定めることができる。

ク 食事の提供について

条例施行規則第8条に規定する園児に対する食事の提供については、2号認定の子ども及び子ども・子育て支援法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども（以下「3号認定の子ども」という。）に対して自園調理の方法により提供することとしているが、1号認定の子どもに対する食事の提供方法については、園が定めるものとする。

ただし、保護者が希望する場合や園の行事等の際は、2号認定の子ども及び3号認定の子どもについて、自園調理以外の取扱いを行うことができる。

3 教育及び保育の内容（法第10条関係）

幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関しては、教育・保育要領に基づくこと。

また、子どもの一日の生活のリズムや集団生活の経験年数が異なること等、幼保連携型認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

4 職員の知識及び技能の向上等（条例第6条関係）

以下の事項に留意すること。



- (1) 教育及び保育に従事する者の資質は教育及び保育の要であり、自らその向上に努めることが重要であること。
- (2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには日々の指導計画の作成、教材準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、園の実情に即して様々な工夫を行うこと。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を促進すること。
- (4) 幼保連携型認定こども園においては、教育及び保育に加え、保護者の子育て力の向上につながるような子育て支援事業等多様な業務が展開されるため、園長も含め、職員に対する当該園の内外の研修の幅を広げること。  
その際、園の内外での適切な研修計画を作成及び実施するとともに、当該園の内外での研修への参加の機会を確保できるよう、勤務体制の組み立て等に配慮すること。
- (5) 園長には、園の多様な機能を一体的に発揮させる能力及び地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

## 5 子育て支援事業（条例第19条関係）

### (1) 子育て支援事業の実施方法等について

法施行規則第2条及び条例第19条に規定する子育て支援事業の実施にあたっては、以下の事項に留意すること。

#### ア 地域の需要に応じた実施について

- (ア) 子育て支援事業について積極的に行うものとし、その種類及び実施回数については地域の需要に応えること。
- (イ) 実施内容の決定及び変更にあたっては、地域の需要を的確に把握するとともに、あらかじめ市町と協議すること。
- (ウ) 法及び条例に規定する子育て支援事業のほか、地域の需要に応じた多様な子育て支援を行うよう努めること。

#### イ 特に留意すべき事項について

- (ア) 単に保護者の育児を代わって行うのではなく、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。また、子育て家庭からの相談を待つだけでなく、園から地域の子育て家庭に対して働きかけていくような取組も有意義であること。
- (イ) 子育て支援事業としては、子育て相談、親子の集いの場の提供、家庭における養育が一時的に困難となった子どもに対する保育の提供等、多様な事業が考えられるが、例えば子育て相談又は親子の集う場を週3日以上開設する等、保護者が利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

(ウ) 教育及び保育に従事する者は研修等により子育て支援に必要な能力を養い、その専門性と資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、NPO、専門機関等と連携する等様々な地域の人材及び社会資源を活かしていくこと。

## 6 認可の申請等の細則（法施行規則第31条関係）

(1) 幼保連携型認定こども園に関する諸手続（法第16条、第17条（法施行規則第15条）、第29条（法施行規則第28条）、第30条（法施行規則第29条）関係）

### ア 設置の認可の申請又は届出について

(ア) 法第17条第1項に規定する設置の認可の申請は、幼保連携型認定こども園設置認可申請書（第1号様式）により、設置予定施設が所在する市町を經由の上、認可希望年月日の6月前までに仮申請を、認可希望年月日の3月前までに本申請を知事に行うものとする。

法第16条に規定する設置の届出は、幼保連携型認定こども園設置届出書（第1号様式）により、設置予定日の3月前までに知事に提出するものとする。

(イ) (ア)の認可申請書及び届出書には、当該認可申請及び届出に関し知事が必要と認める書類を添付するものとする。

### (ウ) 経費の見積り及び維持方法について

法施行規則第15条に記載されている、経費の見積り及び園運営の維持方法について記載した書類として、以下の要件をすべて満たす書類を添える必要がある。

a 原則として、幼保連携型認定こども園の経営を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有しているか、又は、国もしくは地方公共団体から貸与もしくは使用許可を受けていること。

ただし、(エ)に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

b 園の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

c 直近の会計年度において、園を経営する事業以外の事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していないこと。

d 園の事業開始年度を含めて、将来5年間の収支計画書及び資金計画書が適切であること。

e その他安定的かつ継続的な運営を確保するために知事が必要と認めること。

### (エ) 不動産の貸与を受けて設置する場合について

a 学校法人又は社会福祉法人が幼保連携型認定こども園を設置する場合には、当該園の用に供する土地について、国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

b 貸与を受けている土地については、原則として、地上権又は賃借権を設定し、

かつこれを登記すること。ただし、貸主が、地方住宅供給公社若しくはこれに準ずる法人又は地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合のように、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には、地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- c 賃借料が、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また、賃借料及びその財源が収支予算書に計上されていること。

#### イ 変更の届出等について

- (ア) 法第29条第1項に規定する届出は、幼保連携型認定こども園認可申請（届出）事項変更届出書（第2号様式）により行うものとする。
- (イ) (ア)の届出書は、変更日の1月前までに、市町以外の幼保連携型認定こども園の設置者においては施設が所在する市町を経由の上、知事に提出するものとする。
- (ウ) 法施行規則第28条第1号に規定する知事が定める数は、当該園の利用定員に100分の10を乗じて得た数とする。
- (エ) 法施行規則第28条第2号に規定する知事が定めるものは、子どもの1日の活動内容とする。

#### ウ 報告の徴収等

- (ア) 法第30条第1項の規定による報告は、幼保連携型認定こども園運営状況報告書（第3号様式）により行うものとする。
- (イ) (ア)の報告書には、当該報告に関し知事が必要と認める書類を添付するものとする。
- (ウ) 法施行規則第29条に規定する知事が定める日は、毎年度終了後2月を経過した日とする。
- (エ) 法施行規則第29条第2号に規定する知事が定める事項は、以下のとおりとする。
  - a 職員配置に関すること。
  - b 職員資格に関すること。
  - c 施設設備に関すること。
  - d 教育及び保育に関すること。
  - e 保育者の資質向上等に関すること。
  - f 子育て支援に関すること。
  - g 管理運営等に関すること。
- (オ) 法施行規則第29条第3号に規定する知事が定める事項は、次のとおりとする。
  - a 教育及び保育の目標及び主な内容に関すること。
  - b 子ども1日の活動内容に関すること。
  - c 利用料に関すること。

## エ 廃止等について

- (ア) 法第17条第1項に規定する廃止又は休止の認可の申請及び法第16条に規定する廃止又は休止の届出は、幼保連携型認定こども園廃止（休止）認可申請書（届出書）（第4号様式）により行うものとする。
- (イ) 法第17条第1項に規定する設置者の変更の認可の申請及び法第16条に規定する設置者の変更の届出は、幼保連携型認定こども園の設置者の変更等認可申請書（届出書）（第5号様式）により行うものとする。
- (ウ) (ア) 及び (イ) の申請書（届出書）は、廃止、休止及び設置者の変更の日の1月前までに、市町以外の幼保連携型認定こども園の設置者においては施設が所在する市町を経由の上、知事に提出するものとする。

## オ 提出部数について

認可の申請等に関する提出部数は、設置及び廃止等の認可の申請及び届出においては2部（正1部、副1部）とし、それ以外は1部とするものとする。

## (2) 名称の使用制限（法第31条第2項関係）

法第31条第2項に規定されている、幼保連携型認定こども園と紛らわしい名称とは、「幼保連携認可こども園」「幼保連携公認こども園」「幼保連携認定子ども園」等の「幼保連携」に類する語、「認定」に類する語及び「こども園」に類する語を組み合わせた名称が該当すること。

## 7 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、平成28年8月10日から施行する。

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。